

I いじめ防止等の基本的な方向

1 いじめの定義

児童に対して、該当児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめ防止等に関する基本的考え方

- ◇ いじめは決して許されない行為であることについて、児童生徒や保護者への周知を図ることに努めます。
- ◇ いじめを受けている児童生徒をしっかりと守ります。
- ◇ いじめは、どの子にも、どの学校でも起こり得るということを踏まえ、いじめ問題に万全の体制で臨みます。
- ◇ 自校から「いじめ」の一扫を目指します。

(1) いじめ防止

いじめ問題の対応は、いじめを起ささないための予防的な取り組みが重要であると考えます。そこで本校においては、教育活動全体を通じて、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応であると考えます。日頃から、児童生徒の言動に留意するとともに、児童生徒から発せられるサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく早期に適切な対応を図ります。また、いじめの解決に向けて、特定の教職員がその問題を抱え込むことなく、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

II いじめ防止等のための対策

1 いじめ防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、校内に「いじめ不登校対策委員会」を設置します。この会は、毎月1回職員会の後の時間に開催し、いじめ事案発生時には緊急に開催することとします。

〈構成員〉（いじめ防止対策推進法第22条に基づく組織）

- 校内教職員…校長、教頭、教務主任、養護教諭、特支コーディネーター、学年主任
生徒（生活）指導主任、教育相談員（市町村）、SSW 等
- 校外関係者…PTA会長、PTA副会長、地区民生委員（主に、情報提供 等）

〈活 動〉

- 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
- いじめ基本方針に沿った実践と検証
- 校内研修の企画・運営
- いじめ発生に係る全職員への情報提供
- 「いじめ」事案についての報告、分析、対策の決定
- 「学校生活に関するアンケート」の調査結果や教育相談の報告等の情報交換と課題の整理
- 「いじめ」「不登校」等を含む生徒指導上の諸課題に対する対応策の検討と決定
- 配慮を要する児童生徒、支援を要する児童生徒への支援方針の決定

2 いじめ防止等に関する措置 ・ ・ ・別紙1

(1) いじめ防止

① 児童生徒が主体となった活動

ア 望ましい人間関係づくりのために、児童生徒が主体となって行う活動の機会を年間通じて設けます。

- 各種行事（郊外体験活動、ふれあい集会、お楽しみ会）を通じた異学年交流の実施
- 年間計画に基づいた人権教育に係る話し合い活動の実施
- 縦割り班活動の実施（清掃、お楽しみ会、縦割り班給食）

② 教職員が主体となった活動

ア 児童生徒の規範意識、所属意識を相互に高め、自己有用感をはぐくむ授業づくりを目指します。

- 教師指導の一斉学習から協同的な学びへの変換
- ペア学習、グループでの学習を取り入れ、他者から学ぶ機会を保障
- 教室の壁を取り除き、オープンスペースを活用した学校生活環境
- 「分からない」「教えて」が言い合える互恵的な学習
- 授業検討会の実施

イ 日常的に児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めるとともに、学校生活アンケート実施後に教育相談週間を設け、児童生徒に寄り添った相談体制づくりを目指します。

- 「相談コーナー」を保健室に設置

ウ 教科・学級活動の中で、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚をはぐくむことを目指します。

- SSWによる思春期の心と体についての学習時間を設定
- 人権感覚をはぐくむための道徳教育、情報モラル教育の時間設定

エ 家庭・地域ぐるみで、いじめ防止への取り組みを進めるために保護者や地域との連携を推進します。

- PTA総会等で学校の方針説明
- 学校だよりを活用した「いじめ防止」に係る啓発
- 参観日の学級懇談会での話題提供と話し合い
- 本村の「人権の村づくり」活動とリンクした人権学習の推進

(2) いじめの早期発見

① いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒が発するサインを、教職員及び保護者で共有して早期発見に努めます。

- 児童生徒が発する具体的なサインの作成と共有 ・ ・ ・別紙2・3

② いじめの有無について、全校児童生徒を対象に定期的なアンケートを実施します。

- 学校独自のアンケート、アセス等の実施
- 県教委のいじめアンケートへの協力・実施

③ アンケート実施後に教育相談週間を設け、児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

- 年3回の教育相談週間の設定
- 保護者との個人面談の実施

④ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果の外、各学級担任が知り得たいじめにつながる情報、配慮を要する児童生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- 職員会での情報の共有
- 進級・卒業時の情報の確実な引き継ぎ
- いじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置 ・ ・ ・ 別紙 4

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

○教職員は、「これぐらいは」という感覚をなくし、そのとき、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。

○いじめの事実について、管理職（校長）へ速やかに通報します。

② いじめの情報の共有

○いじめの発見・通報を受けた教職員は、管理職（校長）と協議の上、情報の共有化を図ります。

③ 事実関係についての調査

○速やかに関係教職員と管理職（校長）とで協議し、調査の方針について決定します。

○調査の段階で、重大な事態であると判断された場合は、管理職（校長）が村教育委員会へ直ちに報告します。

○児童生徒からの聞き取りに当たっては、児童生徒が話しやすいよう担当する教職員を複数選任します。

○必要な場合には、全児童生徒への調査を行います。この場合、調査の結果を、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

④ 解決に向けた指導及び支援

○専門的な支援等が必要な場合には、村教育委員会及び警察等の関係機関へ相談します。

○解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者と適時・適切な情報の共有を図ります。

○指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時、いじめ不登校対策委員会で協議し、校長が決定します。

○事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において協議し、校長が指導及び支援の方針を決定します。

○すべての指導及び支援について、組織的に対応します。

○指導及び支援を行うに当たっては、以下の点について留意して対応します。

【 いじめられた児童生徒とその保護者への支援 】

◇いじめられた児童生徒への支援

いじめられた児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

○安全・安心を確保する。

○心のケアに努める。

○今後の対策について共に考える。

○活動の場と機会を設定し、認め・励ます。

○温かい人間関係を築く。

◇いじめられた児童生徒の保護者への支援

いじめ事案が発生したら複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、安心感を与えられるようにします。

○じっくりと話を聴く。

○苦痛や心配に対して、本気になって精一杯の理解に努める。

○親子でのコミュニケーションを大切にするなど、協力を求める。

【 いじめた児童生徒への指導及び保護者への支援 】

◇いじめた児童生徒への支援

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童生徒の内面を理解しながらも、他人の痛みを知ることができるように粘り強く指導します。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられた児童生徒の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方を考えさせる。

◇いじめた児童生徒の保護者への支援

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- いじめた児童生徒の今後の成長につながるように、学校と共に努力していくことが必要であること、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- 児童生徒の日頃の言動等で、気付いたことを報告してもらう。

◇保護者同士が対立する場合などへの支援

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合は、中立・公平性を大切に対応します。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職（校長）が率先して対応する。
- 村教育委員会や関係機関と連携して解決を目指す。

【 いじめが起きた集団への働き掛け 】

被害・加害児童生徒だけでなく、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりするなど、傍観的な姿勢を改め、自分たちでいじめの問題を解決する力を育てていきます。

- 勇気を持って「いじめはいけない」と言える児童生徒の育成に努める。
- 自分の問題として捉えさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

⑤ 関係機関への報告

- 校長は、村教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や心身への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、村教育委員会の指示を受け、警察へ通報し、連携して対応します。

⑥ 継続指導・経過観察

- 全教職員で、見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

① ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、その行為は犯罪行為にあたる。

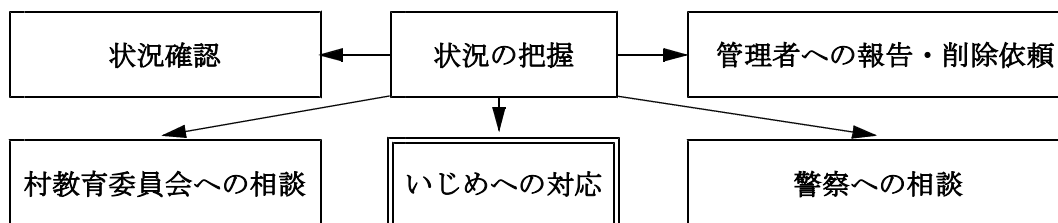
② ネットいじめの予防

- 家庭内のルール作成と保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。

- 教科、学級活動、集会等で情報モラル教育の充実を図ります。
- 機会を捉えて、情報モラルに関する指導を行います。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

③ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順で対処します。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を作成し、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全教職員で共通理解を図ります。また、教職員一人一人が様々な指導方法を身に付けられるように、いじめの認知を高める研修やS S W（スクールソーシャルワーカー）やカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研修を計画的に実施します。

(3) 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い相談しやすい環境を作るなど、いじめ防止等に適時・適切に取り組んでいけるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的な体制を整え、校務の効率化を図ります。

(4) いじめ防止等の取り組みの点検・充実

いじめの実態把握の取り組み状況等、その取り組みを点検すると共に、県教委が作成している「いじめ防止のための基本方針」や「生徒指導資料」、「子どもと向かい合う時間の確保」等の活用を通じて、学校におけるいじめの防止等の取り組みの充実を図ります。

(5) 地域や家庭との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、P T Aや学校運営協議会、地域との連携推進、学校と家庭、家庭と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関との一体化した取り組みをしていきます。

① 村教育委員会との連携

- 関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応
- 関係機関との調整

② 警察との連携

- 生命や心身に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪的な違法行為がある場合

- ③ 福祉関係の連携
 - SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用
 - 家庭の養育に関する指導・助言
 - 家庭生活及び家庭環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - 精神保健に関する相談
 - 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が、次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が村教育委員会に報告するとともに、村教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（教育委員会いじめ防止機関）に協力することとします。
- ① 児童生徒の生命、心身に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - 児童生徒が自殺を図った場合
 - 精神性の疾患を発病した場合
 - 心身に重大な被害を負った場合
 - 高額な金品を奪われた場合 など
 - ② 児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - 連続した欠席の場合は、状況により判断
 - 年間の欠席数が30日を越える場合
- (2) 事案について、事実関係等、その他の必要な情報を発信を行うことを踏まえ、調査より明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

5 保護者、地域との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第九条では、保護者は「子の教育について、第一義的責任者を有するもの」とされている。保護する児童生徒等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための補うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」とされている。

また、保護者は学校が講じるいじめ防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされていることから、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

児童生徒が安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域の大切な役割であり、地域の大人が児童生徒を見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や村教育委員会等の関係機関に速やかに情報を提供したり、相談を行ったりするよう啓発を進めていく。

Ⅲ いじめ防止等の対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目処に、国や県及び村の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときには、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

- (2) 学校のいじめ防止基本方針は、ホームページ上で公表します。

IV いじめ防止等の対策に関する資料

【別紙1】 年間を見通した「いじめ防止指導計画」

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織を整えるとともに、年間計画を立案し、学校全体でいじめ問題に取り組みます。

	項 目	時 期	
い じ め 防 止 の た め の 措 置	児童生徒が主体となった活動	○異学年交流の実施	通年
		○学級活動などでの話し合い活動の実施	学級活動計画
		○縦割り班活動の実施	通年
	教職員が主体となった活動	○協同的な学びの実施	通年
		○授業検討会の実施	研修計画
		○教育相談週間の設定	5・10・2月
		○道徳教育や情報モラル教育の時間設定	通年
		○PTA総会での学校方針説明	4月
		○学校だよりを通じ、いじめ防止の係る啓発	適時
		○学級懇談会における話題提供と話し合い	学級懇談会時
○人権教育月間における人権学習会の実施	11月		
いじめの早期発見の措置	○児童生徒の発するサインの作成と共有 edu-careの活用	通年	
	○教育相談週間の設定	5・10・2月	
	○学校独自のアンケートの実施	5・10・2月	
	○県下一斉のアンケートへの協力・実施	適時	
	○職員会での情報の共有化	通年	
	○進級・卒業時の情報の確実な引き継ぎ	年度末	
	○いじめ事例の蓄積	通年	

※ 指導計画を作成するに当たっては、教職員の研修や児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進します。

【別紙2】

いじめられた児童生徒の発するサイン

いじめられた児童生徒は、自ら言い出せないことが多い。複数の教職員が、いろいろな場面で児童生徒を観察し、その子のSOSのサインを見逃さないことを大切にする。

【学校におけるいじめのサイン（例）】 ～指導の指針より～

- 急な体調不良 遅刻や早退の増加
- 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ 学用品、教科書、体育着等の紛失
- 学用品の破損、落書き 授業への遅参 保健室への来室の増加
- 日頃交流のない児童生徒との行動 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発
- 多数児童生徒からの執拗な質問や反駁 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ
- 行間や休み時間の単独行動 特定児童生徒の発言へのどよめきや目配せ
- 突然のあだ名 特定児童生徒からの忌避・逃避 特定児童生徒の持ち物からの逃避

場 面	児童生徒が発するサイン
登校時 朝の会	<ul style="list-style-type: none">・遅刻、欠席が増える。その理由が明確にならない。・教職員と視線が合わず、表情がさえない。・体調不良を訴える。・提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。・担任が教室に入室後、遅れて入室する。
授業中	<ul style="list-style-type: none">・保健室、トイレに行くことが頻繁になる。・教材等の忘れ物が目立つ。・周囲の友だたとの会話が少ない。・自信のない発言や周囲を気にしての発言が目立つ。・教科書、ノートに汚れがある。・教師や友だちの発言を上の方で聞いている。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none">・持ち物にいたづらをされる。・ふざけ合っている表情がさえない。・独りでいたり、特定の友だちと一緒にいたりすることが多い。・給食の食べる量が少ない。・独りで掃除をしている。
放課後等	<ul style="list-style-type: none">・独りで下校することが多い。・用もないのに教室に残っている。・持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされたりする。

【別紙3】

いじめた児童生徒の発するサイン

いじめた児童生徒に気が付いたら、積極的に児童生徒の中に入り状況を把握する。

- 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ある児童生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- 教職員が近付くと、不自然に分散する。
- 自己中心的な言動が目立ち、集団の中心的な存在の児童生徒がいる。

【別紙4】

教室内的いじめのサイン

教室内的いじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、児童生徒のサインを見逃さないようにする。

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 席替えなどで近くに席になることを嫌がる。
- 何が起こると特定の児童生徒の名前が出る。
- 学用品や筆記用具等の貸し借りが頻繁である。
- 黒板や壁などに、いたずら書きや落書きがある。
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

【別紙5】

家庭内的いじめのサイン

家庭においても多くのサインを出している。児童生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図られるよう保護者に伝えておくことが大切である。

【家庭内的いじめのサイン（例）】 ～指導の指針より～

- 登校しぶり
- 転校の希望
- 外出の回避
- 感情の起伏の顕著化
- 教師や友だちへの批判増加
- 隠し事の発覚
- 家庭でのお金の紛失
- 荒くなる金遣い
- 長時間の長電話や角に丁寧な対応
- 衣服の不必要な汚れ
- 体への生傷やいたずらの痕跡
- 保護者来校の拒絶
- 過度なネットへの対応 等

- 学校や友だちのことを話さなくなる。
- 友人や学級の不平・不満を口にするようになる。
- 朝起きてこなかったり、学校へ行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信メールをこそこそ見たり、電話に怯えたりする。
- 不審な電話やメールがある。
- 遊ぶ友だちが急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。
- 学習時間が減る。
- 成績が下がる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 家庭の品物、金銭がなくなったりする。
- 大きな額の金銭をほしがる。

【別紙6】

地域との連携から察知するいじめのサイン

地域において、児童生徒の動向からいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりするサインとして、以下のサインが見られたら、学校や村教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供するように、地域に向けての啓発を図ることが大切である。

【地域で見られるいじめのサイン（例）】 ～指導指針より～

- 登下校中に特定児童生徒が、他の児童生徒の荷物等を過度に持つ。
- 独りだけ離れて登下校している。 故意に遅れて登校している。
- 地域の空き地や道路等に独りでポツンとしている。
- 空き地や道路際で、独りを何人かで囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや商店等で、物品や飲料水をおごらされている。 等

〈 参考文献 〉

文部科学省中央研修リスクマネジメント資料、いじめ防止対策推進法
平成18年以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料（各校配布資料）
長野県いじめ防止等のための基本的な方針
長野市「学校いじめ防止等のための基本的な方針（作成例）」
東京都調布市教育委員会教育指針、奈良県教育委員会いじめ防止等基本方針
山形県いじめ防止等基本方針 外

い じ め 報 告 書

No.	確 認 事 項	具 体 的 事 案
1	発生日時 (確認日時)	平成28年 月 日 ()
2	発生場所 (確認場所)	
3	被害児童生徒	年 組 氏 名 (男 ・ 女)
		【被害児童生徒の思いや発言】
4	加害児童生徒	年 組 氏 名 (男 ・ 女)
		集団の場合 (氏名を連記)
		【加害児童生徒の思いや発言】
5	内容・状況 (聞き取り)	【きっかけ・具体的状況・継続の有無とさの長さ 等】
6	情報受信者	

【いじめ不登校対策委員会】

いじめ対応に係る事実確認票(例)

木島平中学校

確認事項	具体的事案
いじめの発生日時(確認日時)	平成28年 月 日 ()
いじめ発生の場所(確認場所)	
被害児童生徒	年 組 氏名 (男・女)
加害児童生徒(又は集団)	年 組 氏名 (男・女)
いじめの動機やきっかけ	
具体的な状況	
被害児童生徒及び 加害児童生徒の家庭環境	【被害児童生徒】 【加害児童生徒】
被害児童生徒及び加害児童生徒 の日頃の言動や性格	【被害児童生徒】 【加害児童生徒】
周辺児童生徒からの情報	
これまでの問題行動	
その他	

※この聞き取りは、緊急対策会議の事実確認のために作成するものとする。